

オンライン診療の実施にかかる診療計画書

くにもと耳鼻咽喉科
院長 國本 泰臣

基本的な考え方

- ・原則として、初診は医院での通常診療（対面診療）を行います。
- ・オンライン診療は、耳・鼻・のどの観察や触診を行うことができない等の理由により、得られる情報が限られます。それにより初診以後も、同一の医師による対面診療を組み合わせで行います。
- ・オンライン診療を実施する都度、医師がその実施の可否を判断し、オンラインによる診療が適切でない場合には、オンライン診療を行わないことがあります。
- ・オンライン診療は、患者さんがその利点および生じるおそれのある不利益等に理解した上で、その実施を求める場合に実施されるべきものであり、医師側の都合では行いません。

上記項目に加え、以下の診療計画等をよくご確認ください、
オンライン診療の実施に同意をいただける方は、署名欄にご署名をお願いいたします

診療計画

| | |
|-----------------------------|---|
| オンライン診療で行う 診療内容 | 疾患名：アレルギー性鼻炎 治療内容：アレルギー性鼻炎の症状に応じ、抗ヒスタミン薬やロイコトリエン受容体拮抗薬の内服処方、また局所療法薬（点鼻薬や点眼薬）の処方 |
| オンライン診療と対面診療、検査の組み合わせに関する事項 | 初診： 直接の対面診療 再診： 概ね1ヶ月に1回、オンライン診療を行う ただし、約3ヶ月に1回は直接の対面診療を行う |
| 診療時間に関する事項 | 次項システムを用いて、事前に予約を行う |
| オンライン診療の方法、使用する機器、利用料 | 利用するオンライン診療システム：LINE ドクター 使用する機器 患者側：スマートフォン、タブレット端末など 医師側：パソコン、タブレットなどの情報通信機器 利用料：オンライン診療の利用毎に以下の保険外負担金がかかります。 ・オンライン診療手数料 1回につき500円（税込） ・処方薬の配送などの実費負担がかかる可能性があります |
| オンライン診療を行わないと判断する条件 | ・患者の心身の状態について、十分に必要な情報が得られていないと医師が判断した場合 ・病気の悪化などにより、対面診療が必要と医師が判断した場合 ・情報通信環境の障害等によりオンライン診療を行うことができない場合 上記条件に該当した場合には、オンライン診療は行いません。後日通常診療時間内に対面診療を行います。 |
| 患者による情報伝達の協力 | オンライン診療の実施に際し、患者は診察に対し積極的に協力し、自身の心身に関する情報を医師に伝達する必要がある。 |
| 急病急変時の対応方針 | 当院で対応できない場合には、以下の病院に紹介する。 ・山陰労災病院 ・鳥取大学医学部附属病院 |
| 複数の医師がオンライン診療を実施する予定 | なし |

| | |
|--|---|
| <p>情報漏洩等のリスクを踏まえて、セキュリティリスクに関する責任分界点等の明示</p> | <p><u>想定されるセキュリティリスク</u> 医療機関・オンライン診療システム提供事業者に対するサイバー攻撃等による患者の個人情報の漏洩・改ざん等 <u>医療機関及びオンライン診療システム提供事業者</u>に課される事項 ・オンライン診療の適切な実施に関する指針に定める情報セキュリティに関するルールを厳守したシステムを構築し、常にその状態を保つこと <u>医師に課される事項</u> ・セキュリティリスクを十分に勘案した上でオンライン診療システムを選択すること ・患者及び医師がシステムを利用する際の権利、義務、リスク等を明示し、かつ情報漏洩等のセキュリティリスク、医師・患者双方のセキュリティ対策の内容、患者への影響等について、平易に説明できるオンライン診療システム提供事業者を選択すること</p> <p>なお、患者の行為によりセキュリティ事案や損害等が生じた場合、発生した直接的、間接的、その他全ての損害について、医師は責任を負わない。</p> |
| <p>オンライン診療の映像や音声等の保存の要否</p> | <p>不要</p> |

オンライン診療に伴うセキュリティおよびプライバシーのリスクに関連して、患者さんにおかれましては以下の注意事項を守っていただくようお願いいたします

- ・患者は使用するシステムに伴うリスクを把握していること
例) 生じうるリスク：スマートフォンの紛失や、ウイルス感染に伴う医療情報の漏洩等
取り得る対策：パスワード設定、生体認証設定、ウイルスソフトのインストール等
- ・患者はオンライン診療を行う際は、使用するアプリケーション、OSが最新の状態にアップデートされていることを確認すること
- ・患者は医師側の了解なくビデオ通話を録音、録画、撮影してはならない
- ・患者は医師のアカウント等情報を診療に関わりのない第三者に提供してはならない
- ・患者は医師との通信中は、医師との同意がない限り第三者を参加させない
- ・患者は原則、医師側が求めない限り、あるいは指示に反して、チャット機能の利用やファイルの送付などは行わない。特に外部 URL への誘導を含むチャットはセキュリティリスクが高いため行わない
- ・対面診療の例外として初診でオンライン診療を用いる場合、患者は顔写真付きの身分証明書で本人証明を行う。顔写真付きの身分証明書を有さない場合は、二種類以上の身分証明書を用いて本人証明を行う。

以上

.....

同意書

私は、上記の「オンライン診療の実施にかかる診療計画書」に関する説明を受け、内容を理解し、納得しましたので、診療計画と注意事項に従い、オンライン診療を受診することに同意します。

同意日：西暦 年 月 日

本人署名 _____

代諾者署名 _____ (続柄)